

**第73回税理士試験 相続税法
第一問(理論)解答**

[表示内容の説明]

配点：**1** … 1点

難易度：A … 得点すべき箇所(易) B … 差がつく箇所(中) C … 得点不要の箇所(難)

問1 (配点25点)

1 概要

(1) 甲宅地は、被相続人Aと生計を別にして孫Dの居住の用に供されていたことから、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当しない。**2 B**

従って、甲宅地は特定居住用宅地等に該当しない。**3 A**

(2) 乙宅地は、被相続人Aの居住の用に供されていたことから、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当するが、取得した子Cが相続開始前3年以内に被相続人Aの所有する家屋に居住していること及び被相続人Aに配偶者Bがいることから、取得者要件を満たさない。**2 B**

従って、乙宅地は特定居住用宅地等に該当しない。**3 A**

(3) 丙宅地は、被相続人Aと生計を一にして子Cの居住の用に供されていることから、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当し、取得した子Cがその生計を一にしていた親族であり、子Cが相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、引き続き自己の居住の用に供していることから、取得者要件を満たす。**2 B**

従って、丙宅地は特定居住用宅地等に該当する。**3 A**

2 関連する条文

○ 特定居住用宅地等の意義**10 B**

被相続人等(相続若しくは遺贈に係る被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいう。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない一定の事由により相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていなかった場合(一定の用途に供されている場合を除く。))におけるその事由により居住の用に供されなくなる直前のその被相続人の居住の用を含む。以下同じ。)に供されていた宅地等(その宅地等が2以上ある場合には、一定の宅地等に限る。)で、その被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族(配偶者を除く。以下同じ。)が相続又は遺贈により取得したものをいう。

① その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物(その被相続人、被相続人の配偶者又はその親族の居住の用に供されていた部分として一定の部分に限る。)に居住していた者であって、相続開始時から申告期限(その親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。以下同じ。)まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物に居住していること。

② その親族(その被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者であって一定の者に限る。)が次に掲げる要件の全てを満たすこと(その被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族でその被相続人の法定相続人に該当する者がいない場合に限る。)

イ 相続開始前3年以内に法施行地にあるその親族、その親族の配偶者、その親族の三親等内の親族又はその親族と特別の関係がある法人として一定の法人が所有する家屋(相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。)に居住したことがないこと。

ロ その被相続人の相続開始時にその親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないこと。

ハ 相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること。

③ その親族がその被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。

問2 (配点25点)

(1)

1 概要

一般社団法人Zが持分の定めのない法人に該当することから、贈与者である個人X及び配偶者Y又はこれらの者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合には、一般社団法人Zを個人とみなして贈与税が課されることとなる。【2A】

この場合には、個人X及び配偶者Yごとに、その贈与をした各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した贈与税額の合計額をもって、納付すべき贈与税額とされる。【2B】

従って、令和2年分の納付すべき贈与税額は62,290,000円となる。(贈与税の速算表が与えられていないため解答不要)

(注) 個人X $(80,000,000円 - 1,100,000円) \times 55\% - 4,000,000円 = 39,395,000円$

配偶者Y $(50,000,000円 - 1,100,000円) \times 55\% - 4,000,000円 = 22,895,000円$

贈与税額 $39,395,000円 + 22,895,000円 = 62,290,000円$

2 関連する条文

○ 持分の定めのない法人に対する課税

(1) 納税義務を負う場合【5B】

持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈により、その贈与者又は遺贈者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その持分の定めのない法人を個人とみなして、贈与税又は相続税を課する。

(2) 贈与税額の計算【2B】

(1)の規定の適用がある場合においては、贈与により取得した財産について、その贈与をした者の異なるごとに、その贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもって、持分の定めのない法人の納付すべき贈与税額とする。

(2)

1 概要

一般社団法人Zの理事である個人Xが死亡しており、一般社団法人Zが特定一般社団法人等に該当することから、一般社団法人Zは1億円(4億円÷(3人+1人)=1億円)を遺贈により取得したものと、一般社団法人Zを個人とみなして相続税が課されることとなる。【2A】

この場合において、一般社団法人Zの相続税額から令和2年分の贈与税額62,290,000円が控除される。【2B】

2 関連する条文

○ 特定一般社団法人等に対する課税

(1) 内容【5B】

一般社団法人等の理事である者(その一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)が死亡した場合において、その一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときは、その特定一般社団法人等はその死亡した者(以下「被相続人」という。)の相続開始の時ににおけるその特定一般社団法人等の純資産額をその時ににおけるその特定一般社団法人等の同族理事の数に1を加えた数で除して計算した金額に相当する金額をその被相続人から遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課する。

(2) 相続税額の計算【2B】

上記(1)の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合には、その特定一般社団法人等の相続税の額については、持分の定めのない法人に対する課税の規定によりその特定一般社団法人等に課された贈与税及び相続税の税額を控除する。

(3) 用語の意義

① 同族理事とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他のその被相続人と特殊の関係のある者をいう。【1C】

② 特定一般社団法人等とは、一般社団法人等であって次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。【2B】

イ 被相続人の相続開始の直前におけるその被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超えること。

ロ 被相続人の相続の開始前5年以内においてその被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること。